

●香川県告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年12月24日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定に係る保安林の所在場所

善通寺市吉原町字火上山1972番189、1972番190、1972番192、1972番212から1972番214まで、1972番577、1972番578（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び善通寺市産業振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。）